

第3次愛南町総合計画素案に対するパブリックコメントの回答について

1. 総合計画(案)について

No.	意見概要	町の考え方
1	<p>こういうのを日本語では「絵に描いた餅」と言います。アウトソーシングせずに、自分たちの頭で、自分たちの言葉で、愛南町の未来を考えましょう。読んでいても、真剣さが伝わらない。限界集落になりかけているのに、真剣さが足りないと思います。猛省を望みます。</p>	<p>貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>御指摘のとおり、計画策定にあたっては外部事業者の支援を受けながら作業を行っていますが、政策等の具体については職員がまちづくりの方向性を把握したうえで、目的志向及び改革意識をもって計画づくりを行っています。</p> <p>また、町内の関係団体代表者や学識経験者などを構成員とした総合計画策定推進委員会を設置して、様々な立場の方々より御意見をいただいています。</p> <p>第3次総合計画の推進については、各施策に掲げる目標の達成に向けて取り組んでまいります。</p>
2	<p>○総合計画への議会の関与について(基本構想を議決事件とする。)</p> <p>(1) 地方自治法上の視点</p> <p>地方分権改革前、地方自治法第2条第4項(市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。)により、市町村については総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていました。</p> <p>ところが、分権改革後、平成23年5月2日の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。</p> <p>しかし、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の自主的判断に委ねられるものであって、同日付で総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出ています。</p> <p>【総務大臣通知(総行行第57号平成23年5月2日)抜粋】</p> <p>第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付け</p>	<p>基本構想が議決事件でなくなった経緯につきましては、御意見のとおり平成23年5月2日の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなったことが理由であります。</p> <p>このため、愛南町自治基本条例第24条の規定に基づき策定を行っています。</p> <p>法的な策定義務がなくなったとはいえ、議会の関与がなくなった訳ではなく、現在は策定の経過を議会へ報告し、計画内容の共有を図っています。</p>

No.	意見概要	町の考え方
	<p>の廃止に関する事項 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと(旧法第2条第4項関係)。なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。</p> <p>(2) 愛南町自治基本条例からの視点</p> <p>愛南町における町政の基本事項についての最高規範である自治基本条例は、その第2条第2項で「議会及び町は、この条例の理念にのっとり、町政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の構築に努めるとともに、条例、規則等の整備を図るものとします。」としています。</p> <p>また、同条例第4条(住民自治の原則)では、住民が「町政の計画、実施、評価及び見直しの各過程に主体的に参画することができる住民自治の実現を目指すとしており、その前提に「住民、議会及び町は、町政に関する情報を共有」が規定されています。</p> <p>さらに、同条例第24条(総合計画)第1項は、(町は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例の目的及び基本原則にのっとり、総合計画を策定しなければなりません。)としており、議会及び町は、当然に第4条の基本原則に基づく“情報共有”に則って総合計画を策定しなければならないことは明白です。加えて同条第2項では、「総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。」とまで規定されている重要な規制であり、二元代表の一翼である議会の意見を取り入れる余地を残さず、町の政策を定めることは適切とは言えません。</p> <p>(3) 議会基本条例からの視点</p> <p>議会基本条例では、第10条(議会審議における論点の明確化)において、「議会は、町長が提案する重要政策について、論点を明確にして議論及びその政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p>	

No.	意見概要	町の考え方
	<p>(1)(2)略、(3)総合計画との整合性、(4)～(8)略」としています。</p> <p>この議会基本条例第10条の規定は、上記(2)に既述した自治基本条例第24条第2項の規定からして当然の規定です。その際、個別案件ごとに総合計画の妥当性を論議するよりも、少なくとも基本的部分、換言すればかつて議決事件とされていた「基本構想」部分について、執行部と議会との共通理解を図っておくことが合理的と思います。</p> <p>(4)総合計画策定における議会関与の必要性</p> <p>上記(1)～(3)の視点から、策定時からの議会関与が必要だと考えますので、具体的には、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、基本構想について議決事件とすることを求めます。</p>	
3	<p>○第3次総合計画(素案)の基本構想の記述の充実について</p> <p>第3次総合計画(素案)の基本構想は、極めて少量の記述しかなく、基本計画の主要部分すら分かりません。第2次総合計画における基本構想と比較して内容に乏しいものになっています。</p> <p>愛南町総合計画は、これまで、第1次平成18年(2006)～25年(2013)及び第2次平成26年(2014)～令和3年(2021)のいずれも、基本構想・基本計画・実施計画(事務事業)の3層構造をとっています。基本構想では愛南町の将来像を、将来人口想定や取り組む政策大綱によっておおまかな概念像として示し、次いで政策大綱を、より具体的に、いわば骨格部分となる基本計画として示しています。実施計画段階は、建物設計の実設計段階のもので、住民も含めて、議会、町で作成の段階から全て参画することが適切であるとは言えないと考えます。議会が議決権を持つ条例制定においても、その細部については長への規則委任がされるのが通例です</p> <p>したがって、住民・議会・町が具体的に情報共有を図る対象として、基本構想部分は、素案のような簡素過ぎるものではなく、最小限、従来の総合計画の基本構想のような形で、総合計画の全体像を分かりやすくした形にするべきと考えます。</p>	<p>第2次総合計画の基本構想に掲げていた将来人口や政策大綱、政策ごとに定めていた基本方針について、第3次総合計画では、将来人口と政策大綱は、他の章へ組み替え、政策ごとの基本方針は、基本計画の施策の基本方針と内容が重複することもあり、まち全体の『町勢』を示す9つのまちづくり指標を設定することで見直しを図っており、この9項目は、人口減少の抑制や地域経済活性化に資する内容となっています。</p> <p>第2次総合計画後期計画までは、基本構想の成果を図る手段がありませんでしたが、第3次総合計画では、9つのまちづくり指標を設定することで、まちづくりの目標がより具体化されると考えますので、原案のままいたします。</p>

No.	意見概要	町の考え方
4	<p>○将来人口想定について</p> <p>基本構想の中で、従来通り「愛南町の将来像」を明らかにしておくべきと思いますが、将来像を考えるために将来人口想定は極めて重要です。2019年6月発行の講談社現代新書河合雅司著「未来の地図帳 人口減少日本で各地に起こること」の巻末付録に「2040年に各市区町村の人口はどう変わるか(2015→2040の人口増減率)」の人口規模・増減率クラス区分表がありました。愛南町は2015年現在で、3万人～1万人クラスの市町村の中で2040年にはマイナス59～50%減少する区分の中にありました。総人口が1万人は切らない見込みですが、高齢者比率が50%を超えていくことは確実だと思います。近頃「EBPMサイクル」という用語を聞きます。EBPMは「証拠に基づく政策立案」と訳されます。その「証拠」とは統計等のデータをさすようです。しかし、主観的要素が加わるアンケート調査結果などはどれだけエビデンスとして政策立案に生かせるか、慎重に吟味する必要があります。個人として、総合計画における将来人口想定は過大評価があるように感じています。将来人口想定は、総合計画における政策選択及びその優先順序に大きな影響を及ぼすため再検証の必要があると思います。</p>	<p>本町の人口の将来展望については、国勢調査(平成27年)の結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口推計結果を踏まえ、時点修正を行ったうえで推計しています。</p> <p>社人研による将来推計人口では、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け将来の人口を推計しています。</p> <p>将来展望においては、合計特殊出生率と純移動率について町の施策を実施することにより数値が向上すると仮定し、町の施策による効果が反映され、合計特殊出生率と純移動率が仮定のように改善された場合にて推計したものとなっていることから原案のままとし、この将来人口を目指し、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。</p>
5	<p>○情報公開の充実について</p> <p>若者世代を中心とする人口減少の継続に加えて、コロナの影響もあって、町政運営は厳しさを増しています。行政だけでこの難局に対処できる情勢ではないと思います。関係当事者が相互理解・協力によって対処することが切実に求められます。自治基本条例にある情報の共有は極めて重要です。町政運営において、行政が保有する情報量は圧倒的に大きく、それが住民や議会に適切に公開されなければ、結果的に公正公平が確保できない状況を生じます。情報公開は手間のかかる面がありますが、それをのり越えて関係者が町政課題に立ち向かうには、結果的に有意義な効果を持ちます。総合計画が有意義な成果を上げるために</p>	<p>総合計画は、町の最上位計画として、計画期間で取り組む政策方針を示すものであることから、大きな方向性による記述に留めております。</p> <p>情報公開の充実については、施策4-5「効果的効率的な行財政運営の推進」において、基本事業4「ICTによる情報の適切な管理と利活用」を掲げていますので、具体的な施策については、個別の事務事業により取り組んでまいります。</p>

No.	意見概要	町の考え方
	も、情報公開の充実が盛り込まれることを重要だと考えます。	
6	<p>○高速道路インター周辺まちづくり(再開発)について</p> <p>大規模な開発工事が行われることになれば周辺にも大きな影響を生じます。そのため、周辺の再開発を同時に考える必要があります。高速道路工事は一つのインター建設ごとに約10年かかると言われますが、工事着工以前の計画検討にも同じくらいの期間を要します。再開発事業にしても計画段階から検討準備を進めなければ間に合いません。今、次の総合計画に具体的な検討の方向性、手順を盛り込むことが重要だと思います。町内に4つできるインター地域についてもその位置的条件等からそれぞれに適した機能分担を町全体で考える必要に迫られていると思います。</p>	<p>全国のインターチェンジ周辺を調べてみますと、その全てにおいて、再開発事業や地域振興策がされているかという点、そうではありません。</p> <p>この件につきましては、国土交通省、愛媛県及び本町で協議を重ねております。現在、本町では御荘インターチェンジ建設予定地付近に防災機能とにぎわいを創出する地域交流機能を併せ持った防災休憩施設の建設を計画しているところです。今後、これら内容について、さらに精査していく考えです。</p>
7	<p>○防災まちづくりの再検証について</p> <p>必ず来ると言われている南海大震災に加えて、気候変動による予想外の風水害も含めて、対応策を検討する必要があります。津波災害について、究極的には高台移転が有効だと言われていますが、復興工事が遅れると絵に描いた餅です。最近では事前復興を考える必要が指摘されています。内水災害も含めて、検討を始めることを今次計画に盛り込む必要があると思います。</p>	<p>発災後、適切かつ迅速・円滑な復興の実現を図るためにも、発災前から体制の整備や復興イメージなど町としての方向性を検討しておくことは重要なことです。事前復興計画の策定については、これまでに復興の方針等について検討してきたなかで、まずは災害から命を守るための対策・対応を行うことを優先したことで第3次総合計画素案には明記しておりませんでした。しかしながら、今後実施していくべき課題と捉え、「施策の基本方針」に事前復興への取組について記載することにいたします。</p>
8	<p>○再生エネルギー政策の再検証について</p> <p>愛南町では再生エネルギーの促進に取り組んできましたが、世界的な化石燃料ストップの動きからますますその必要は高まると思われます。一方、懸念される課題も散見されますので、今後の円滑な発展を期して、今次総合計画に今後の方向性を検討し、盛り込む必要があると思います。</p>	<p>環境に配慮した循環型社会システムの構築を図るため、第2次環境基本計画の中間見直しの際に、今後の施策の方向性を明確にしていくこととしており、総合計画は原案のままいたします。今後も住民、事業者及び行政が再生可能エネルギーや省エネルギーに対する知識を深めながら温暖化対策に取り組むとともに、関係法令等を遵守し、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。</p>

No.	意見概要	町の考え方
9	<p>○図書館整備について</p> <p>地域の公共図書館は、地域の課題解決を考える知(情報)の拠点であると言われ、地域になくてはならないインフラ(社会基盤)です。学校統合による遊休施設の活用も含め、利用者である住民自らが努力し、さらに広い範囲での共助、公助による補完も視野に、持続的な整備の方向性を今次総合計画に盛り込む必要があると考えます。</p>	<p>御指摘のとおりですので、図書館整備だけでなく、収集している埋蔵文化財遺物、歴史資料等が展示・活用できる施設など社会教育施設の全般的な整備研究について、「施策の基本方針」に盛り込みたいと考えます。</p>
10	<p>○四国遍路の世界遺産登録について</p> <p>四国遍路は、愛南町も含めた四国官民一体となって、四国遍路文化が顕著な国境を越えた世界的価値があることを認識し、その将来への継承のためにユネスコの世界遺産に登録されることを目指して取り組まれています。四国遍路は1200年以上の歴史があると言われていますが、現在のような庶民文化として確立したのは江戸時代初期で、88箇所札所霊場が定まったのもその頃です。愛南町には40番札所観自在寺とともに、灘道、中道、篠山道と三つのルートがあり、山道も多く、維持管理には相当な労力が必要です。地元の自助努力、外からの民間共助、災害被害の際などの公助、それぞれの機能分担を考慮しつつ、効果的な保全ができるよう、今次総合計画にその方向性を盛り込むことが必要です。</p>	<p>本町は、平成28年8月に、四国4県58市町村と共に文化庁に提出した『世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書 四国八十八箇所霊場と遍路道』の方針に則し、世界遺産登録の前提条件である遍路道の国史跡指定と、その管理者としての維持管理に努めているところです。</p> <p>また、長年にわたって遍路道の保全に御尽力いただいている地元の団体の意思を尊重しながら、連携して保全に取り組み、今後必要があれば、効果的な保全及びそれぞれの機能分担について協議することとしていることから、原案のままいたしますが、引き続き、管理者による維持管理に努めてまいります。</p>
11	<p>○第3次愛南町総合計画(案)に対する御意見を募集について</p> <p>募集のページにあるようにこの計画は重要な計画と位置づけられています。しかし、募集を開始したという周知が不十分だと思います。いつもホームページを見ているわけではなく、募集を知るのが遅れました。新着情報にもアップされていません。広く求めるとされていますので募集開始時には防災放送でも告知してください。また、これだけの内容のものを20日間では期間が短いと思います。今回は新型コロナ感染拡大の影響でできませんが、関心のあるメンバーで集まって検討したりするには時間不足です。規定で決まっているのなら、募集内容によって期間を変更できるよう</p>	<p>ホームページ掲載については、新着情報にアップされた期間が短かったため申し訳ありません。</p> <p>防災行政無線放送につきましては、御指摘のとおりですので、次回から放送することといたします。</p> <p>また、募集期間につきましても多数の方に十分御検討いただける期間が取れるよう改善したいと考えています。</p>

No.	意見概要	町の考え方
	に変えてください。	
12	<p>○計画(案)作成過程について</p> <p>どのようなメンバーでどのようにして作成されたのか、どのくらいの期間(時間)が掛かったのかなども明らかにしてください。内容についての理解が進むと思います。町民の参加がアンケートだけなら、15 ページにあるように「加えて、住民の参画と住民と行政の協働による地域性を活かしたまちづくりが必要となっています。」とされており、計画の検討・立案段階から有識者やそれぞれの分野の町民が参画するようにすべきではないですか。住民が参画して作られたこのような総合計画の先進事例があることを御存知と思います。参考にするだけでなく、実際に取り込んだ対応をお願いします。</p>	<p>計画策定に当たっては、職員で構成された会議と住民や有識者で構成された会議により進めてまいりましたが、令和3年2月から策定作業に取り掛かり、今年度末には完成予定となっています。</p> <p>住民や有識者で構成された会議は、委員総数が22名で構成員は、産学官金労言(※1)より広く様々な立場の方々に参画していただき、御意見をいただいています。</p> <p>※1 (産) 産業、(官) 地方公共団体や国の関係機関、(学) 大学等の高等教育機関、(金) 金融機関、(労) 労働団体、(言) メディアを指します。</p> <p>また、このほか町の審議会や懇話会等の委員との意見交換などにより御意見をいただいています。</p>
13	<p>○計画(内容)について</p> <p>読んだだけでは、皆さんが相当の期間をかけて作られたものが理解できません。自治基本条例を策定したときのように説明会を開いてください。</p>	<p>計画内容については、広く住民の方へ周知するための方法として計画の概要版を作成し、全戸へ配布する予定としていますので御理解ください。</p>
14	<p>○第8節 財政の状況の2. 財政分析比較について</p> <p>この中で(令和元年度普通会計決算)経常収支比率97.2% 将来負担比率0.0%などがあります。このような経常収支比率の高い状態では総合計画で策定されている施策が実現できないのではないかと思います。基本計画にあるグラフでも上がり続けています。県の平均や類似団体内平均を元にしたレーダーチャートでどのくらい差異があるのか可視化できませんか。</p>	<p>経常収支比率は、令和元年度決算で97.2%【19/20市町】、令和2年度決算で99.5%【20/20市町】と県内の市町と比較しても高い比率となっております。比率が示す指数は、財政構造の硬直度を表すものさしとされており、御指摘のとおり自由度がなく弾力性が低いこととなります。</p> <p>また、比率は、町税や普通交付税などの経常的な収入に対して、経常経費に充てられる一般財源の割合によって比率が算出されます。【例：(家庭で例えると) 毎月決まってくる収入に対して、決まって毎月支出される経費の割合です。】</p> <p>しかしながら、市町の財政規模、貯金にあたる基金は、維持できていることや借入にあたる</p>

No.	意見概要	町の考え方
		<p>公債費(※義務的経費の減少)は減少していることから、裕福な状況にはありませんが、現在の状況を堅持していれば、少なくとも大きく財政が悪化することはないと、通常の住民サービスや公共事業も行うことができると考えます。</p> <p>なお、各自治体の財政状況は、個別要因による差もあることから、比較分析表を変更する予定はありません。</p>
15	<p>○町民の意識調査について</p> <p>アンケート集計が単純集計とウェイトバック集計でされていますが、先の集計の単純集計もウェイトバック集計にされたのですか。その記述がないのでされていないとすれば、異なる集計方法のものを比較していますが、問題はないのですか。誤差をどのようにお考えですか。</p>	<p>先の集計は、単純集計となっており、集計方法が異なるため本文中の過年度調査結果との比較に関する文章は削除します。</p> <p>ただし、過去の単純集計の値は、すでに各種公表資料として町の状況を示すデータとして公開しているため、単純集計値を示すことといたします。</p> <p>人口減少社会を踏まえて、より全世代の意見を把握するために、第3次総合計画から集計方法をウェイトバック集計に変更しましたので、今回はその過渡期のための表示となりますことと御理解ください。</p>
16	<p>○まちづくりの将来像について</p> <p>『ともに彩(いろどり)を育むまち、いろこい あいなん』を将来像とされていますが、どんなことを意味するのか、文言からは直ぐには分かりません。決められた理由などは書かれており、分かるのですが、直感で分かりやすい前からの『ともにあゆみ育て創造するまち』ではダメなのですか。かな表示で薄っぺらい感じを私は受けます。いろこいもかな表示にされていますが、色恋沙汰の色恋が浮かんできます。私だけですかね。</p>	<p>現在のまちづくりの将来像である「ともにあゆみ育て創造するまち」は、合併後の愛南町で策定された第1次総合計画から引き継がれてきた将来像であり、馴染みの深いものであります。</p> <p>本町では、令和2年度に町のブランド力の向上を目指すためにブランディングロゴマークを作成しました。</p> <p>今後は、このロゴマークに多くの町民が共感し、愛南町への誇りや愛着を育んでいくとともに、これらを活用した情報発信をするなど、町民、事業者及び行政が一丸となってプロモーションを行うことで地域活性化を図ってまいります。</p> <p>なお、ロゴマークの「いろこい あいなん」の部分に表示されているハートマークについては、スタンダードな表示へ変更することといたします。</p>

No.	意見概要	町の考え方
17	<p>○基本構想の状況を示すまちづくり指標について 「基本構想の状況、まち全体の『町勢』を示すまちづくり指標を設定し、基本計画終了時に確認を行います。」とありますが、序論・第1章・第3節の2. 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価にある項目のどれを確認しようとしているのか分かりやすくしてください。計画終了時ではPDCA サイクルは回せないのではないかと思います。PDCA サイクルは次の第4次総合計画のためですか。</p>	<p>「序論・第1章・第3節の2. 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価」にある項目で説明しますと、政策よりも下位の各階層(施策・基本事業・事務事業)は、基本構想のまちづくり指標へ貢献するために立案等された事業となります。事務事業が一番下の階層となりますが、事務事業は、その上の階層の基本事業のめざす姿の実現を図るための手段となります。同じように、基本事業は施策のめざす姿を、施策は政策のめざす姿をそれぞれ実現するための手段として取り組みます。これらの取組によって基本構想の「まちづくり指標」の向上を目指します。そして、計画期間終了後に「まちづくり指標」の指標値を確認することで、総合計画の進捗を把握することとしています。</p> <p>なお、PDCA サイクルについては、政策より下位の各階層について毎年度行い、その結果は、「まちづくり報告書」として取りまとめ、町民へ公表しています。</p>
18	<p>○基本計画関連について めざす姿が、私のイメージですが、意図して作るものではなく、なった状態を示しているように感じるものがあります。「○○できます。」「○○されます。」などではめざす姿を実現するためにしていることとして捉えられないものがあります。施策の基本方針や指標の方向性のところでは、何をやるのかがしっかり分かります。どういう方針でまとめられたのか、基本方針の概要や見方のところで説明してください。</p>	<p>基本計画における「施策のめざす姿」は、施策に掲げる基本事業を実施することで実現しようとする将来の姿(状態)を表現しています。</p> <p>例として、基本計画の施策1-1「次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実」で見ますと、基本方針に掲げる方向性として、子育て拠点の充実や家族形成の支援に取り組むとしており、この取組によって成果が向上し、めざす姿の実現に貢献するものと考えています。</p> <p>なお、「施策の基本方針(課題と方向性)」の項目は、記載スペースの都合で主要な項目の記載となっておりますので御理解ください。</p>

No.	意見概要	町の考え方
19	<p>○効果的・効率的な行財政運営の推進について これは町の存続を左右するくらいの重要な事項ではないかと思えます。グラフで表示されている経常収支比率の上昇が気になります。99.5%では100億円あっても、大雑把ですが、5千万円しか自由に使えるお金がないと理解しています。新しいことはほとんど始められない状態だと思えます。なぜこのような経常収支比率になったのかの分析はないのですか。原因を究明した上での施策の実施が必要と思えます。義務的経費の削減はどのようにして行うのですか。</p>	<p>14番の御意見と重複する部分がありますので、14番の回答に代えさせていただきます。</p>
20	<p>根拠法令に基づかない計画は、「砂上の楼閣」である。住民は、「逃げる、隠す、嘘をつく」町長及び議員に対し不信感を抱いている。まずは愛南町自治基本条例をよく読んでから住民に説明すべきである。</p>	<p>町のめざす姿を示す総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町民、事業者及び行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を分担して、総合的かつ計画的にまちづくりに取り組んでいくための指針として必要と考え、愛南町自治基本条例第24条に基づき、町の最上位計画として策定します。</p>

2. 賛否・感想等について

総合計画の基本計画は、まちの将来像の実現を図る施策や取組について定めるものです。

次の御意見には、町の考え方についてはお示しませんが、賛否・感想等の貴重な御意見として全庁的に共有し、今後の事業立案等の検討の参考にさせていただきます。

No.	意見概要
1	愛南町総合計画の根拠法令は、愛南町自治基本条例第 24 条にて規定されている。つまり、大前提として愛南町自治基本条例が遵守されていなければならない。意見交換会はいつ開くのか。これでは愛南町自治基本条例が遵守されるどころか要望・陳情などに対して無視し続ける違法行為がまかり通っている。
2	図書館問題はどうなったのか。 住民はどのような意見を出したのか。 町の方針はどうなったのか。全く不明である。 太陽光発電問題はどうなったのか。 一本松支所問題はどうなったのか。 二転三転して、まともな答弁は聴いたことがない。
3	第二次計画の総括はどのような形で発表したのか。第三次愛南町総合計画作成前に、①第二次計画達成率・②問題点・③解決方法等を町民に提示すべきである。
4	町は自ら制定した条例違反を繰り返している。議会においても条例違反を繰り返している。議員が署名した住民に対し確認作業して権利及び利益を侵害している(愛南町自治基本条例第 5 条・第 12 条・第 19 条関係)。
5	与党の会議員は、町長擁護でしか動かない。議員の多数の横暴で要望、請願を無視している。議長は、町長が答弁に窮したら「暫時休憩の茶番」を演じている。